

65歳以上の人を対象に、老人憩の家や地域の集会所での健康チェック、体操、創作などを行います。 記事ID 4740

HPを見る

日にち	時間帯	場所
12月7日(水)	10:00~12:00	茜老人憩の家(打越)
12月8日(木)	10:00~12:00	下山集会所
12月14日(水)	10:00~12:00	楓老人憩の家(東狭間)
	14:30~16:30	長久手ニュータウン集会所
12月20日(火)	13:30~15:30	老人憩の家「椿荘」(岩作石田) ☎岩7地区
12月21日(水)	10:00~12:00	先達集会所
	13:30~15:30	老人憩の家「椿荘」(岩作石田) ☎岩6地区
12月28日(水)	13:30~15:30	長配三丁目集会所

☎福祉の家 64-6500

歩行浴インストラクターの来所日時
12月20日(火)10:00~11:00

歩行浴室・福祉浴室ともに利用休止
12月8日(木)、22日(木)10:00~11:30

歩行浴室のみ利用休止
12月7日(水)10:00~12:00

温泉スタンドの休止日
12月5日(月)



梅剪定講習会受講者募集

☎シルバー人材センター 62-9100

☎12月9日(金) 13:30~16:00頃

※雨天時12月12日(月)

☎高齡者生きがいセンター2階会議室集合

☎市内在住の60歳以上の人 先着10人

☎12月1日(木)から7日(水)までに電話・FAX・
シルバー人材センター窓口にて申込。

暖房器具を正しく使いましょう

これからの季節は、自宅での暖房器具の使用が増えますが、その使用方法を誤ると、思いがけない火災を引き起こします。安全で快適な生活ができるように、正しい使用方法を守りましょう。

ストーブ全般

- カーテン等から離して使用する。
- 紙、衣類など燃えやすいものを近くに置かない。
- 周囲に洗濯物を干さない。
- ヘアスプレー等を近くで使用しない。また、近くに放置しない。
- 部屋に誰もいなくなる時または寝る時にはストーブの火を消す。

①石油ストーブ

- 点火したまま燃料を補給しない。
- 燃料缶は冷暗所に保管し、きちんと蓋を閉める。
- 燃料缶は「試験確認済証」が貼られている物を使用する。
- 自宅に灯油以外の石油類(ガソリンなど)がある場合、種類を間違えて給油しない。

②電気ストーブ

- 電源コードを束ねて使用しない。
- コンセントを差しっぱなしにしないで、定期的に掃除する。
- タコ足配線をしない。

③ガスストーブ

- 一定時間ごとに換気をする。
- 一酸化炭素中毒を防ぐため、ストーブの給気、排気口に詰まりなどがなければ点検する。
- ガス栓にホースが確実に接続されているか注意する。
- 使用中に「いやな臭い」「炎のあふれ」などがあった場合は使用を中止する。



こたつ

- こたつの中に衣類などの燃えやすい物を放置しない。
- 電気コードをこたつの脚で踏みつけるなど、電気コードに荷重をかけない。

電気毛布、電気マット

- ヒーター線に「重なり」「折りぐせ」などがいないか注意する。
- 表面の破れなどによりヒーター線が露出していないか注意する。

住宅用火災警報器の電池切れに注意

警報器は平成18年6月に施行された改正消防法で新築住宅に設置が義務付けられ、愛知県では平成20年に既存住宅を含めた対象へと拡大されました。

警報器の設置が義務化されて10年が過ぎ、電池切れなどで作動しなくなる恐れがあり、実際に作動しなかったケースが出始めています。日常的な手入れを行い、作動確認及び定期的な点検を行ってください。

